

老年薬学 服薬総合評価研修制度 規則

第1章 総則

第1条（趣旨）

この規則は、日本老年薬学会（以下「本学会」という。）が実施する老年薬学服薬総合評価研修制度について、その運用に関する事項を定めるものとする。

第2条（研修の目的）

本研修は、老年薬学の視点に基づき、高齢者に対する服薬総合評価を実践できる薬剤師を育成し、地域における高齢者薬物療法の質および安全性の向上に寄与することを目的とする。

第3条（研修修了書の交付）

本学会は、本制度に基づく所定の研修を修了した薬剤師に対し、研修修了書を交付する。

第2章 研修の実施

第4条（研修の構成）

本制度に基づく研修は、次の各号に掲げる内容により構成される。

(1) 講義研修

(2) 演習研修

第5条（研修内容）

研修内容の詳細は、別に定める「老年薬学服薬総合評価研修会 募集要項」に基づき実施するものとする。

第3章 受講資格

第6条（受講資格）

本研修の受講資格は、日本老年薬学会の会員種別を問わず、次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) 薬剤師免許を有し、臨床における実務経験が5年以上であること。

(2) 次のいずれかの認定を有すること。

① 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構が認証する生涯研修認定制度（G）

による認定薬剤師のうち、薬物療法に係る幅広い知識を確認するための試

験合格を経て認定された者であって、本学会が認めた認定制度によるもの。

② 一般社団法人日本医療薬学会が認定する地域薬学ケア専門薬剤師または、

薬物療法専門薬剤師。

- (3) 薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格していること。

第4章 研修修了要件

第7条（研修修了要件）

本制度に基づく研修修了の要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 講義研修の所定の項目を受講していること。
- (2) 演習研修を完了していること。
- (3) 研修内容に基づく所定のレポートを提出し、本学会がこれを確認および評価していること。

第5章 研修修了書の有効期間

第8条（有効期間）

研修修了書の有効期間は、交付日が属する年度の末日を起算日として、原則として5年間とする。

- 2 研修修了書には、有効期限（当該年度末日）を明記するものとする。

第6章 更新

第9条（更新要件）

研修修了書の有効期間中に、引き続き研修修了書の再交付を受けようとする者は、第6条に定める受講資格を有し、次の要件を満たしたうえで、本学会の確認および評価を受けることにより、更新を受けることができる。

(1) 本学会が指定する講義研修を受講し、症例レポートを5症例提出すること。

2 前各項の規定により更新が認められた者に対しては、新たな有効期間を付した研修修了書を交付する。

3 研修修了書の有効期間が満了した後に再交付を受けようとする場合には、新規取得時と同様に、本学会が実施する老年薬学服薬総合評価研修を受講し、所定のレポートを提出しなければならない。

第7章 研修修了書の失効等

第10条（研修修了書の失効）

次の各号のいずれかに該当した場合、研修修了書はその効力を失う。

(1) 有効期間が満了したとき

(2) 日本国の薬剤師免許を喪失し、返上し、又は取り消されたとき

(3) 本人が研修修了書の失効を申し出たとき

第 8 章 規則の変更

第 11 条（規則の改廃）

本規則の改廃は、本学会の議を経て、理事会の承認を得て行う。

附則

本規則は、令和 8 年 3 月 1 日より施行する。